

平成24年7月19日

けんしん災害復旧ローンの取扱い開始について

平成24年7月九州北部豪雨により被害を受けられた熊本県阿蘇市、熊本市、南阿蘇村、高森町、産山村の被災者等の皆様の1日も早い災害復旧に資するために、当組合では下記のとおり「けんしん災害復旧ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

【商品概要】

商品名	けんしん災害復旧ローン
お取扱期間	平成24年7月19日(木)～平成24年10月31日(水)
ご利用いただける方	九州北部豪雨により災害救助法が適用された熊本県阿蘇市、熊本市、南阿蘇村、高森町、産山村の被災者及び熊本県内で住居等の被害を受けた被災者で、次の両項目を満たされる方 ・ 満20歳以上完済時70歳以下の方 ・ 勤続2年以上の給与所得者及び個人事業者
お借入れ金額	10万円以上500万円以下(1万円単位)
お借入れ期間	6か月以上7年以内(据置期間6か月可)
お使いみち	災害復旧資金、ただし、資金使途が明確なもの。 (事業性資金、旧債返済資金は除く)
お借入れ利率	1.50% (変動金利) 〔当組合短期プライムレート マイナス1.1%〕
ご融資形式	証書貸付
ご返済方法	元利均等返済または元金均等返済(ボーナス併用返済可)
連帯保証人	原則として1名以上
担保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
徴求書類	本人確認書類 災害証明書(罹災証明書等)または現場写真 所得証明書、源泉徴収票または確定申告書 資金使途確認資料(見積書等) その他審査上の必要書類

以上